

# 目次

## 1 社会生活基本調査とは？ 4

国民の時間の過ごし方と過去1年間の活動状況に関する調査です	4
調査結果は行政施策の立案に幅広く活用されます	4
国の法律に基づく調査です	5
この調査は報告の義務があります	5
個人情報 は 厳重に保護されます	5

## 2 調査はどのように行われるのですか？ 6

10月20日を基準に調査します	6
生活時間については指定された2日間の状況を調査します	6
調査世帯は統計理論に基づき無作為に選ばれます	7
調査はこのような流れで行います	8

## 3 どんなことを調査し何がわかるのですか？ 10

調査票は2種類あります	10
<b>世帯員に関する項目</b>	12
氏名・男女の別	12
世帯主との続柄	12
出生の年月	12
配偶者の有無	12
教育	14
ふだんの健康状態	16
ふだん家族の介護をしていますか	16
ふだん仕事をしていますか	17
仕事をしたいと思っていますか	17
勤めか自営かの別	17
勤務形態	18
年次有給休暇の取得日数	18
本人の仕事の種類	19
勤め先・業主などの企業全体の従業者数	19
ふだんの1週間の就業時間	20
希望する1週間の就業時間	20
仕事からの1年間の収入または収益(税込み)	20

<b>1年間の活動についての項目</b>	21
学習・自己啓発・訓練について	21
ボランティア活動について	22
スポーツ、趣味・娯楽について	23
旅行・行楽について	24

<b>1日の生活時間の使い方についての項目</b>	25
スマートフォン・パソコンなどの使用について	25
生活時間について	26
調査票A	27
調査票B	28

<b>世帯に関する項目</b>	30
住居の種類	30
自家用車の有無	30
世帯の年間収入(税込み)	30
ふだん世帯員以外の人から介護の手助けを受けていますか	31
不在者の有無	31

<b>10歳未満の世帯員についての項目</b>	32
世帯主との続柄	32
年齢	32
在学・在園の状況	33
ふだん世帯員以外の人から育児の手助けを受けていますか	33

## 4 調査結果はいつごろわかるのですか？ 34

平成29年7月から順次公表する予定です	34
調査結果はインターネットなどを通じてどなたでも利用できます	34

## 5 調査結果はどのように利用されますか？ 35

国や地方公共団体の施策の立案に幅広く活用されています	35
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進のために	36
男女共同参画社会の形成のために	38
少子化社会への対策のために	40
高齢社会対策のために	42

## 《付録》外国の生活時間調査について 44

生活時間調査は多くの国で実施されています	44
----------------------	----